

常置部会・委員会に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第3条の目的を達成するために定款第35条に基づき設置される各種委員会（以下「常置委員会」という。）の運営について定めると同時に、常置委員会の有機的な結合と効果的な活動を推進するための部会を設置とその運営を定めるものである。組織構成図は別に定める。

(部会の役割と運営)

第2条 常置委員会の意見を有機的に結びつけ、分担する領域全体についての方針を検討するとともに、それぞれの役割分担を明確にするために、次の担当部会を置く。

- 一 総務担当
- 二 財務担当
- 三 国際・先端機器担当
- 四 教育・学術・研究担当
- 五 広報・渉外・特別事業担当

- 2 前項の担当部会と常置委員会の関係は、別に定める。
- 3 担当部会は、必要に応じて担当副理事長が招集する。
- 4 担当部会の構成は、担当副理事長の他、部会におかれる常置委員会の担当理事及び委員長とする。
- 5 担当副理事長は担当部会の議長となる。
- 6 部会で審議した内容は、担当副理事長が理事会に報告する。
- 7 常置委員会の活動だけでは課題遂行が困難と判断した場合には、副理事長はプロジェクト委員会の設置を理事会に提案することができる。

(常置委員会の運営)

第3条 常置委員会は、必要に応じて担当理事が召集する。

- 2 構成委員数は5～10名（委員長を含む）を基準とし、10名を超えてはならない。
 - 2) 委員会は、理事会の承認を経て、活動内容の専門性に応じて小委員会を置くことができる。小委員会の構成委員数は10名以内とする。
- 3 担当理事は原則として1～2名とする。
- 4 必要に応じ副委員長を置くことができる。
- 5 課題遂行の上で必要と判断した場合には、理事会の承認を経て、期間および課題を限定したうえで特別委員を置くことができる。小委員会においても同様とする。
- 6 年度途中に、当該委員会だけでは課題遂行が困難と判断した場合には、委員長または担当理事はプロジェクト委員会の設置を理事会に提案することがで

きる。

- 7 常置委員会には、理事会の承認を経て若干名のアドバイザーを置くことができる。小委員会においても同様とする。

(プロジェクト委員会の設置と運営)

第4条 第2条第7項及び第3条第6項に基づきプロジェクト委員会の設置を必要とする場合は、目的と設置期間を明確にして理事会に提案し、理事会の承認を経て理事長が設置する。

- 2 前項に関わらず、緊急に活動を開始する必要があるときは、業務執行理事会が暫定設置を行い、後日理事会で正式に設置の承認を得なければならない。
- 3 想定した期間内に目的が達成できないと判断した場合など、同プロジェクト委員会を継続する必要がある時には、担当副理事長又は担当理事もしくは当該委員長は、継続理由と新たな期限を明確にして理事会に提案し、承認を得なければならない。
- 4 期間内であっても目的の達成あるいは作業の必要性が消滅した時には、理事会は速やかにプロジェクト委員会を解散する。
- 5 プロジェクト委員会は、活動内容の専門性に応じて、理事会の承認を経て小委員会を置くことができる。小委員会の構成委員数は10名以内とする。

第5条 本規則の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

本規則は、平成10年9月26日より施行する。
平成18年9月30日より施行する。
平成24年11月24日より施行する。

附 則

本附則は、平成26年11月29日より施行する。

附 則

本附則は、平成31年3月16日より施行する。